別紙様式E-4　　　　**！灰色マーカー部分は、作成時に削除してください！**

借用物品の返納について

文書番号(必要に応じて)

令和　年　月　日

内閣総理大臣　殿

分任物品管理官

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長　殿

取得単価が50万円以上の場合は「内閣総理大臣」宛て、

50万円未満の場合は「分任物品管理官」宛てとする。

宛先のうち、不要な宛先とカッコは削除。

（申請者）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 機関名 |  |
| 氏名 |  |

令和　年　月　日付け第　号により無償貸付を承認された物品のうち、下記については、○○○○○により返納しますので、当該物品の取扱について指示願います。

記

返納物品明細書

（借用機関名：　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 単価 | 数量 | 金額(取得価格) | 取得年月日 | 返納理由及び状況 | 損耗程度 | 汚染の有無 | 使用価値 | 移動の可否 | 保管場所(住所） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）「損耗程度」：Ａ、Ｂ、Ｃに区分し、下記により記入すること。

　Ａは、修理費が所得価格の２０％未満と推定されるもの。

　Ｂは、修理費が所得価格の２０％以上５０％未満と推定されるもの。

　Ｃは、修理費が所得価格の５０％以上と推定されるもの。

（注２）「汚染の有無」：放射線同位元素等によって汚染された物品かどうかに該当するか否かを記入すること。

（注３）「使用価値」：Ａ、Ｂ、Ｃに区分し、下記により記入すること。

　Ａは、現状のまま、若しくは修理により２年以上使用可能と推定されるもの。

　Ｂは、現状のままで、多少利用価値があると推定されるもの。

　Ｃは、多額の修理費を要する等のため、スクラップ等の処分が適当と思われるもの。

（注４）「移動の可否」：コンクリート等で固着され移動できないものに「否」印を記入すること。